

# I 事業計画書

# 目 次

<b>事業方針</b>	2
<b>実施計画</b>	
<b>I みんなで福祉の風土を広げよう</b>	
1 広報啓発の強化	3
2 福祉教育の推進	3
3 地域福祉人材の育成	3
<b>II みんなで身近な地域の福祉活動を進めよう</b>	
1 小地域福祉活動の活性化	4
2 ボランティア・市民活動の支援	5
3 災害時の福祉救援体制づくり	5
<b>III 関係機関・団体が手を結び、福祉のネットワークをつくろう</b>	
1 社会福祉関係機関・団体との連携・調整	6
2 共同募金会との連携	6
3 小地域福祉活動計画の推進	6
<b>IV 一人ひとりの安全で安心な暮らしを守ろう</b>	
1 権利の擁護と相談体制	7
2 社会参加・自立の支援	7
3 調査・研究、提言	8
<b>V 推進基盤の強化</b>	
1 校(地)区社会福祉協議会	8
2 区社会福祉協議会	8
<b>主な年間行事等</b>	9

# 事業方針

現在、わが国は国民の4人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えており、今後も早いスピードで高齢者人口が増加し、2050年には3人1人が65歳以上になることが予測されています。一方、少子化の進行はもとより、これまでの世帯構造や本来の地域の機能が大きく変化する中であって、社会福祉のあり方も大きく見直しを求められています。

これまで社会福祉協議会では、地域福祉を推進する立場から、地域の実情に応じたさまざまな福祉活動や事業に取り組んできました。しかし近年の自殺者の増加を始め、孤立死やひきこもり、経済的困窮、虐待等の深刻な問題はもちろんのこと、地域の絆の弱まりに伴う生活のしにくさも日常的となっています。

このような中、一人暮らし高齢者等が「安全で安心して住みなれた地域で暮らす」ことのできる、福祉のまちづくりを実現するには、介護保険制度に代表される公的サービスだけでなく、普段のコミュニティの関係の深さである「ご近所力」を活かした『つながりの力』や『支え合い』の強化が重要です。

小倉北区社会福祉協議会では、北九州市の地域福祉計画や北九州市社会福祉協議会の「北九州市地域福祉活動第四次計画 ～住民ふくしの元気プラン～」(平成23年度から平成27年度)を踏まえ、地域で暮らす全ての住民が「安全安心に快適に暮らせる」ことを目標として、地域住民、自治会をはじめとする地域団体やNPO・ボランティア団体などとの協働のもと、地域福祉活動への積極的な支援や、次世代を担う人材の育成、必要な推進基盤の整備など、平成26年度は以下のとおり、事業の推進に取り組んでまいります。

## 基本理念

「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」

## 基本目標

- I みんなで福祉の風土を広げよう
- II みんなで身近な地域の福祉活動を進めよう
- III 関係機関・団体が手を結び、福祉のネットワークをつくろう
- IV 一人ひとりの安全で安心な暮らしを守ろう

## 小倉北区社会福祉協議会の重点目標

### あいさつの励行「あいさつは、支えあいへの第一歩」

あいさつや声かけなどで地域の交流を強め、日頃から「顔の見える」関係づくりに努める。

### 人の絆の再構築「困ったときは、お互い様」

校区毎で福祉ニーズを把握し、住民間で共有し、校区単位の地域福祉活動計画を進める。

# 実施計画

## Ⅰ みんなで福祉の風土を広げよう

「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を進めるためには、自分たちの地域の福祉課題を住民一人ひとりが理解し、課題をかかえる当事者と共に、一人でも多くの住民がみんなで解決に動き出せる仕組みづくりと、活動への参加が必要です。

そのため、さまざまな手段を通じて福祉の風土を広げ、地域の福祉活動に積極的に参加できる人材の育成に努めます。

### 1 広報・啓発の強化

#### (1) 広報紙の発行

- 「こくら北社協だより」「小倉北自治総連合会だより」と合同  
(年4回：各70,000部、区内全戸配布)
- ボランティア・市民活動センター広報紙「ひまわりねっと」(同上)

#### (2) ホームページの活用《市・区社協共同》

- 校(地)区社協版ホームページの作成
- ボランティア・市民活動センターホームページの充実
- 北九州市高齢者いきがい活動ステーション事業による市民への情報提供

#### (3) 啓発イベント等の実施

- 「市民ふれあいフェスティバル」への参加・実施協力
- 「未来くるフェスタ」への参加・実施協力
- 「小倉北区子どもまつり」への参加・実施協力

#### (4) 出前講演の実施《市・区社協共同》

- 社協活動やボランティア・市民活動の周知のための出前講演
- 関係機関・団体と連携した新たな福祉課題の啓発・理解促進
- 校(地)区社協主催の住民福祉講演会の開催促進

### 2 福祉教育の推進

#### (1) 子どもを対象とした福祉教育

- 次世代地域福祉活動者育成事業(ウエルクラブ活動・おたすけマン活動)
- 小・中学校と連携した体験型福祉教育の推進

#### (2) 市民を対象とした福祉教育

- 社協活動やボランティア・市民活動の周知のための出前講演【再掲】
- 関係機関・団体と連携した新たな福祉課題の啓発・理解促進【再掲】
- 住民啓発講座等による福祉教育
- 認知症の啓発と認知症サポーター養成講座（基礎編・応用編）の実施《市・区社協共同》

### 3 地域福祉人材の育成

#### (1) 小地域福祉活動者の人材育成《市・区社協共同》

- 新任校（地）区社協役員研修（市域）
- 新任福祉協力員研修（区域）
- 現任福祉協力員研修（区域）
- 校（地）区社協活動者交流会（市域）
- 地域福祉活動者指導者研修「トップセミナー」（市域）
- 校（地）区社協・地区民児協合同視察研修（区域）
- 地域福祉活動専門研修（個別）
- 小地域福祉活動計画策定研修「ふくしプランニング工房」（個別）

#### (2) 新たなボランティア・市民活動の担い手の養成

- 初級ボランティア講座の企画・実施
- 中級ボランティア講座の企画・実施
- シルバーひまわりサービス（虚弱高齢者送迎サービス事業）ボランティアの養成
- シルバーひまわりサービス運営ボランティアのための福祉有償運送運転協力者研修《市・区社協共同》

#### (3) 企業におけるボランティア・市民活動者の人材育成

- シルバーひまわりサービスボランティアの確保
- 企業・事業所向けボランティア養成講座の検討

## II みんなで身近な地域の福祉活動を進めよう

地域社会の福祉課題の解決のためには、それぞれの地域において公私の社会福祉関係者と共に、幅広い住民が地域の福祉活動に参加することが必要です。

このため、支援を必要としている人たちのニーズを把握し、その課題解決に向かえるよう、住民の主体的参加による福祉活動を進めます。

### 1 小地域福祉活動の活性化

#### (1) 「ふれあいネットワーク活動」の充実・強化

- 「校（地）区社協活動の手引き」やDVD等を活用した「基本事業」の充実

- 校(地)区社協連絡調整会議の定例化及び活性化
- 重 校(地)区社協の機能・役割の周知
- 重 あらゆる生活上の課題に対応するための地域福祉活動者の啓発
- 新 「個人情報活用の手引き」を活用した小地域福祉活動の推進
- ふれあいネットワーク活動報告・中間報告・第三者評価等のしくみを活かした地域支援
- 校(地)区社協と福祉関係者(民生委員児童委員・いのちをつなぐネットワーク担当係長等行政・福祉施設職員等)やNPO・市民活動団体との連携強化・情報の共有
- すこやかライフ推進協議会との連携
- 校(地)区社協支援のための市・区社協共同事業の活用促進
- 健康マイレージ事業を活用した地域での健康づくり

## (2) 校(地)区社会福祉協議会活動メニュー事業の実施

- 各校(地)区社協の課題に対応したメニュー事業の実施
- 重 サロン活動の推進
- 重 次世代地域福祉活動者育成事業(ウェルクラブ活動)の推進【再掲】
- 重 校(地)区単位の小地域福祉活動計画づくりの推進

## (3) 校(地)区社協会長会議・ふれあいネットワーク活動担当者等実務者会議による情報・課題共有(会長会議年3回、実務者会議年4回)

## 2 ボランティア・市民活動の支援

- ボランティアのコーディネート(活動相談、情報提供、受給調整)
- シルバーひまわりサービス(虚弱高齢者送迎サービス)事業の運営
- ボランティア講座(初級・中級)の企画・実施【再掲】
- ボランティア保険の加入促進(安心してボランティアに取り組むための支援)
- ボランティア・市民活動に関する情報の収集・提供
- ボランティア・市民活動団体の把握及び活動支援
- 小倉北区ボランティア連絡協議会の活動支援
- 車いす・高齢者疑似体験セット等福祉教材の貸出
- 「市民ふれあいフェスティバル」への参加・実施協力【再掲】
- 「未来くるフェスタ」の参加・実施協力【再掲】
- 高齢者いきがい活動支援事業の実施協力《市・区社協共同》
- 腕自慢おまかせサービスやシルバーひまわりサービスの情報提供・活用促進
- リサイクル・収集ボランティア活動の支援

## 3 災害時の福祉救援体制づくり

- 校(地)区社協機能を活用した災害時の福祉救援体制づくりの推進
- 先進的事例の収集と出前講演による普及
- 災害ボランティアセンター設置の体制整備《市・区社協共同》

### Ⅲ 関係機関・団体が手を結び、福祉のネットワークをつくろう

少子高齢化の進展や市民の価値観、生活様式の多様化によって、地域の福祉課題は多様化・複雑化し、一つの機関では十分に対応できない状況になっています。

このため、保健、医療、福祉等の関係機関・団体の連携を強め、総合的に課題の解決を図ります。

#### 1 社会福祉関係機関・団体との連携・調整

(1) 民生委員・児童委員との連携

**新** 「個人情報活用の手引き」を活用した小地域福祉活動の推進【再掲】

(2) 専門職等の参加による連絡調整会議の充実

- 校(地)区社協連絡調整会議の定例化及び活性化【再掲】
- 小地域福祉活動に役立つ地域への多様な生活・福祉情報の提供

(3) ボランティア・市民活動センターと校(地)区社協や関係団体・施設との連携強化

- サロン活動の支援
- 行事等におけるボランティアコーディネート

#### 2 共同募金会との連携

(1) 共同募金広報活動の強化・関連イベントへの参加

(2) 歳末たすけあい募金による年末年始ふれあい事業の推進

#### 3 小地域福祉活動計画の推進

(1) 校(地)区単位の小地域福祉活動計画づくりの推進

**重** 校(地)区単位の小地域福祉活動計画づくりの推進【再掲】

- 小地域福祉活動計画策定の手引きを活用した策定手法の周知
- 小地域福祉活動計画策定研修（ふくしプランニング工房）の活用

## IV 一人ひとりの安全で安心な暮らしを守ろう

誰もが地域の中で安全で安心した生活ができるよう、関係機関・団体の連携のもとで、支援を必要としている人に対する活動を行います。

また、住民の日常生活上のニーズを把握し、住民の生活感覚に沿った提言を行い、新しい活動の仕組みをつくりまします。

### 1 権利の擁護と相談体制の充実

- (1) 出前講演の実施【再掲】
- (2) 心配ごと相談所の運営
  - 毎週水曜日の13時から16時
  - 心配ごと相談員研修会の実施
- (3) 要支援者への情報提供や相談機関等の紹介
  - ふれあいネットワーク活動での相談・情報提供
  - 連絡調整会議を活用した福祉情報の提供
  - 民生委員・児童委員と連携した相談・連絡調整機能の充実

### 2 社会参加・自立の支援

- (1) 社会参加の促進
  - 重** サロン活動の推進【再掲】
    - 点字年賀状送付事業「愛メール21」の実施
- (2) 小規模作業所等と連携した社会参加・自立の支援
  - ボランティアセンターにおける自主製品等の活用
- (3) ボランティア活動による在宅高齢者の支援
  - シルバーひまわりサービス（虚弱高齢者送迎サービス）事業の運営【再掲】
  - 高齢者いきがい活動ステーション事業への協力
  - 介護支援ボランティア事業への協力
- (4) 低所得世帯への支援
  - 無料または低額診療券の発行【再掲】
  - 生活福祉資金貸付制度の運用
  - 福祉金庫資金の貸付・償還
  - 生活改善資金の償還



### 3 調査・研究、提言

- (1) 小地域福祉活動の実態把握及び調査・研究、提言《市・区社協共同》
  - ふれあいネットワーク活動の申請・報告や第三者評価等のしくみを活かした地域支援策の具体化
  - 関係機関との連携による先進事例の収集・普及
- (2) ボランティア・市民活動実態調査
  - ボランティア保険加入時の調査票・アンケート等の集計・分析
  - ボランティア講座やその他のイベントでのアンケート実施

## 推進基盤の強化

社会福祉法は、地域福祉の推進役として社会福祉協議会を位置づけています。

校(地)区社会福祉協議会、区社会福祉協議会、市社会福祉協議会は、一体となって「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を進めていくために、各域社協で「組織づくり」「活動拠点の確保」「活動点検」「役割分担」「財政基盤の強化」「人材育成」の視点を持って推進基盤の強化を行い、連携・協働しながら、地域福祉活動を計画的に進めます。

### 1 校(地)区社会福祉協議会

- (1) 組織づくり
  - 校(地)区社協会長会議・ふれあいネットワーク実務担当者会議の定例化
  - 校区役員会、連絡調整会議等の定例化・活性化
- (2) 活動拠点の確保
  - 市民センターのほか、類似公民館や憩いの家等の活用支援
- (3) 活動点検
  - ふれあいネットワーク活動の申請・報告や第三者評価等のしくみを活かした住民間での活動点検
- (4) 役割分担
  - 小地域福祉活動での要の役割を担うための支援
- (5) 財政基盤の強化
  - 自主財源確保の支援
- (6) 人材の育成
  - 校(地)区単位の人材育成機能の強化

### 2 区社会福祉協議会

- (1) 組織づくり

- 正副会長会議、理事会、評議員会、監事会、ボランティア・市民活動センター運営委員会、校(地)区社協関連会議の活性化
- (2) 活動拠点の確保
  - 区域での安定的拠点の確保
- (3) 活動点検
  - 地域福祉活動計画の自己点検
  - 市社協総合企画委員会へ参画【再掲】
- (4) 役割分担
  - 関係機関団体との連絡調整
- (5) 財源基盤の強化
  - 収益事業・賛助会員等の拡充
  - 寄付文化の醸成
  - 共同募金運動の促進
  - 事務の効率化、既存事業の見直しによる経費削減
- (6) 人材の育成
  - 各種職員研修への参加《市・区社協共同》

# 主な年間行事等

月	区社協主催会議・事業など	ふれあいネットワーク 活動推進事業関連
4		10(木)：ふれあいネットワーク活動報告書〆切
5	監事会 正副会長会議 理事会、評議員会 ふれあいネットワーク実務担当者会議①	中旬： 下旬：上半期助成金交付
6	校区社協会長会議① ボランティアセンター運営委員会	新任校区社協役員研修(市域)
7		ウエルクラブ活動開始 新任福祉協力員研修会(区域研修)
8	ふれあいネットワーク実務担当者会議②	
9		現任福祉協力員研修会 (区域研修)
10	校区社協会長会議②	10(金)：ふれあいネットワーク活動中間報告書〆切 下旬：下半期助成金交付
11	ふれあいネットワーク実務担当者会議③	23(祝)：校区社協活動者交流会
12		年末年始ふれあい活動
1		
2	校区社協会長③・ふれあいネットワーク実務担当者④合同会議	地域福祉活動指導者研修(トップセミナー)
3	正副会長会議 ボランティアセンター運営委員会② 理事会、評議員会	10(火)：ふれあいネットワーク活動申請書〆切